

# 検査の特例を受けようとする場合の添付写真について

建築基準法第7条の5に掲げる建築物で検査の特例を受けようとする場合は、建築基準法施行規則第4条第1項第2号の規定により、次の3つの工程の工事終了の状況が確認できる工事写真を完了検査申請書に添えて提出してください。

## ①基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る)の工事終了時

- 基礎の配筋の全景
- 立上り及び底盤部分
- 出隅又は入隅部分
- 鉄筋コンクリート造は基礎の配筋の全景及び柱・地中梁の接合部の配筋

## ②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時

- 柱、筋交い、耐力壁の全景
- 柱頭・柱脚金物（ホールダウン金物、アンカーボルト）の取付け状況
- 筋交い金物の取付け状況
- 鉄筋コンクリート造は柱・壁の配筋の全景及び接合部の配筋
- 鉄骨造は柱・梁・ブレースの全景及びブレースの接合部

## ③屋根の小屋組工事終了時

- 小屋組の全景
- 小屋組の接合金物（火打ち金物、柱・梁の仕口金物など）の取付け状況
- 鉄筋コンクリート造は屋根版の配筋の全景及び柱・梁の接合部の配筋
- 鉄骨造は柱・梁の接合部

写真の添付がない場合は、検査の特例が適用されないため、建築基準関係規定に適合することを確認するために必要な、全ての設計図書を提出して検査を受けることになります。

※工事写真については、撮影年月日や工事名称等を表示した小黒板を入れて撮影する必要はありませんが、必要に応じて小黒板を入れて撮影してください。

なお、工事写真提出用紙については、裏面を参考にしてください。工事終了の状況が確認できれば、工事写真のサイズなど任意様式でも提出することが出来ます。

《問い合わせ先》

帯広市都市環境部建築開発課

建築指導係 TEL0155-65-4181